

佐賀県新しい公共支援基金条例（条例第一二号）

1 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない民間の団体で県民の公益の増進に資する活動を行うものの自立的な運営の支援等（以下「公益的活動団体自立運営支援等」という。）の実施に要する経費の財源に充てるため、佐賀県新しい公共支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。（第一条関係）

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることとした。（第一条関係）

3 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、公益的活動団体自立運営支援等に要する経費の財源に充てるほか、基金に編入することとした。（第四条関係）

4 基金は、公益的活動団体自立運営支援等に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができることとした。（第六条関係）

5 その他所要の事項を定めることとした。

6 この条例は、公布の日から施行し、平成二五年一月三十一日限りその効力を失うこととした。

佐賀県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例（条例第一三号）

1 佐賀県妊婦健康診査支援基金の設置期間を延長することとした。（附則第二項関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

佐賀県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例（条例第一四号）

1 佐賀県緊急雇用創出基金の設置期間を延長することとした。（附則第二項関係）

2 この条例は、公布の日から施行することとした。